

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第２０回）

日時：令和３年４月２３日（金）

午後３時００分～

場所：第二庁舎４階 災害対策本部室

次 第

１ 開 会

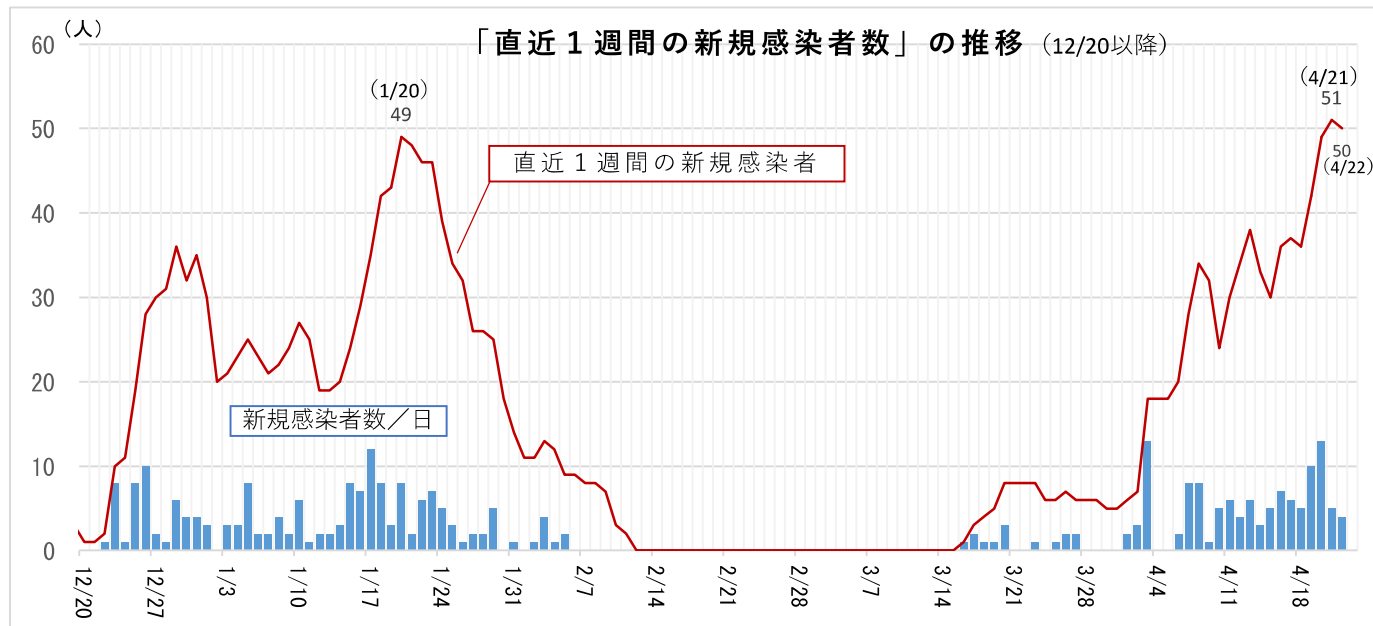
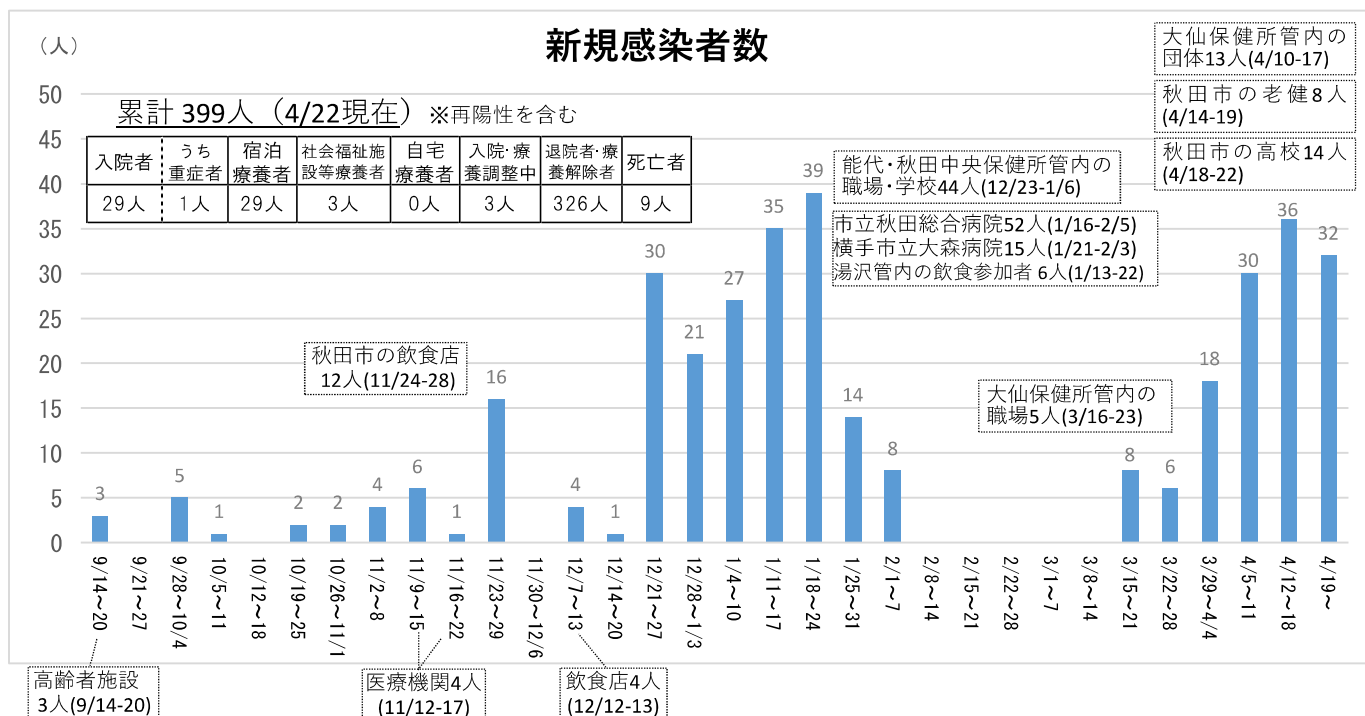
２ 議 題

- （１）新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について（資料１）
- （２）全国及び県内における感染の急速な拡大を受けた対応について（資料２）
- （３）ゴールデンウィーク等に向けた各部局の対応について（資料３）
- （４）その他

３ 知事指示

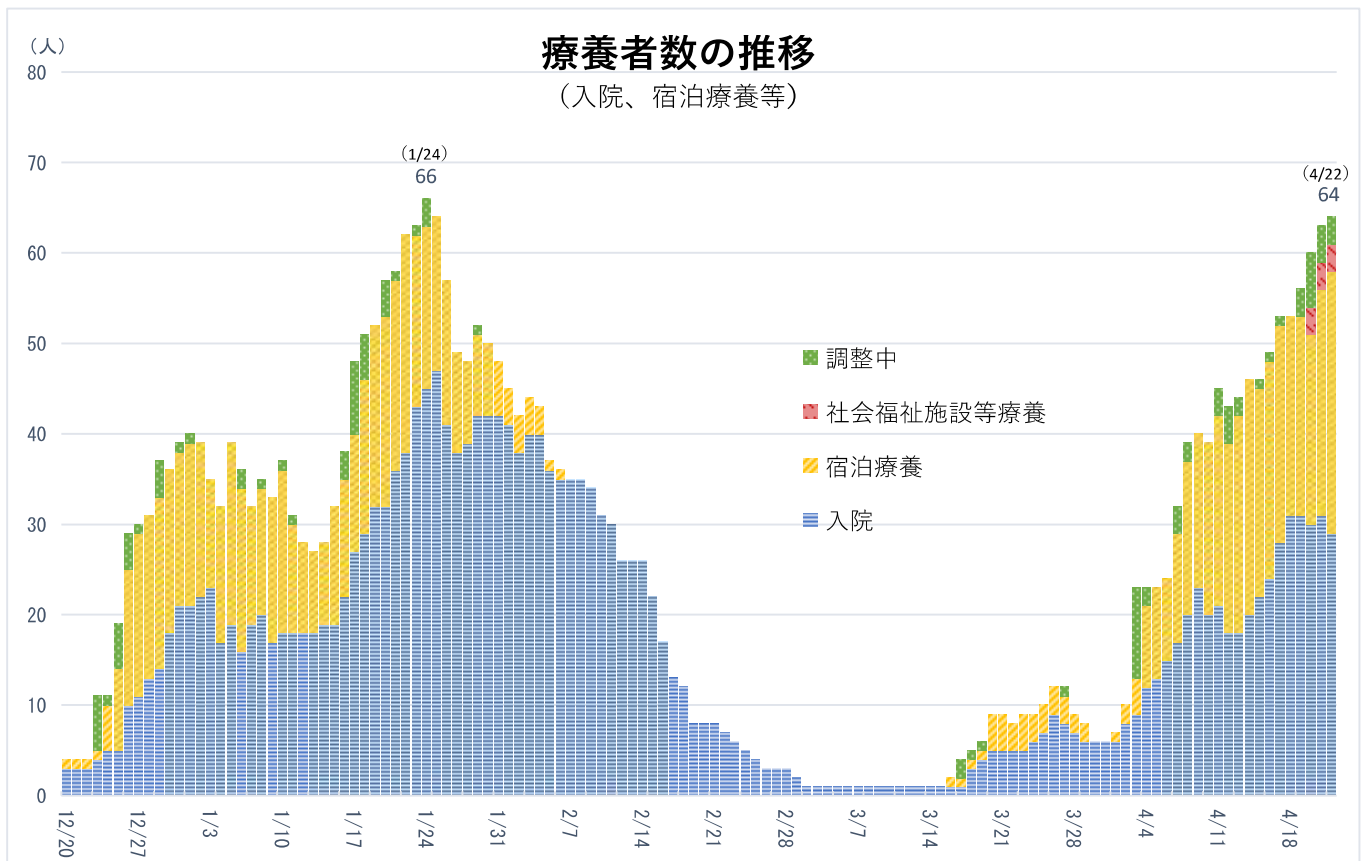
４ 閉 会

新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について

令和3年4月23日
健康福祉部

変異株の状況 (4/21現在)

	①変異株スクリーニング検査 (県健康環境センター、秋田市保健所)	②ゲノム解析 (国立感染症研究所)
対 象	P C R等検査で陽性となった検体	①で陽性となった検体のほか、県健康環境センター及び秋田市保健所で確認された陽性例のうちウイルス量の多い検体
結 果	105件中、 <u>33件の陽性を確認</u>	①で陽性となった検体の中から、 <u>7件の変異株を確認</u> (いずれも英国で報告された変異株)



入院病床及び宿泊療養施設の使用状況 (4/22現在)

(人、床・室)

入 院 病 床					宿泊療養施設		
入院者数 (うち重症) ① (②)	現在の 確保病床数 (うち重症者用) ③ (④)	病床使用率 (重症者用 ^{ベ-ス}) ①/③ (②/④)	最大確保 想定病床数 (うち重症者用) ⑤ (⑥)	病床使用率 (重症者用 ^{ベ-ス}) ①/⑤ (②/⑥)	療養者数 ⑦	現在の 確保居室数 (収容人員数) ⑧ (⑨)	居室使用率 (収容人員 ^{ベ-ス}) ⑦/⑧ (⑦/⑨)
29 (1)	123 (12)	23.6% (8.3%)	229 (24)	12.7% (4.2%)	29	163 (211)	17.8% (13.7%)

注) 上記のほか、3人が社会福祉施設等療養、3人が入院・療養調整中

年代別 累計感染者数 (4/22現在)

(人)

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
5	50	64	57	59	43	51	34	36	399

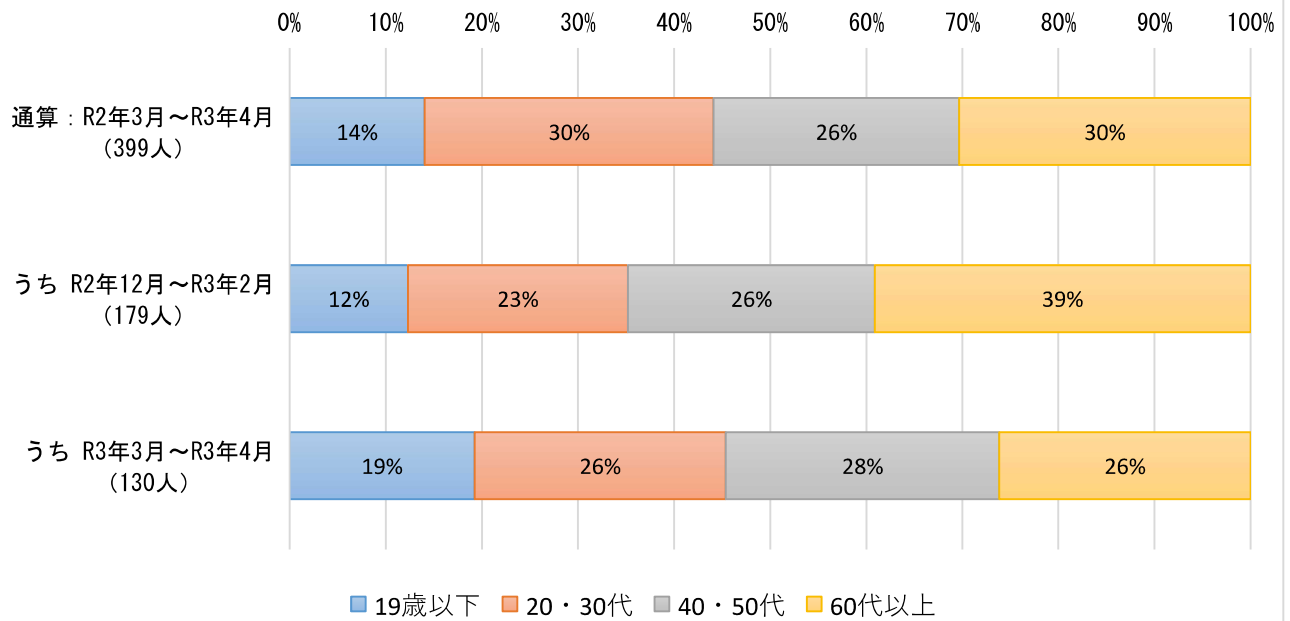
管轄保健所別 累計感染者数 (4/22現在)

(人)

大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
14	3	47	36	180	17	56	23	23	399

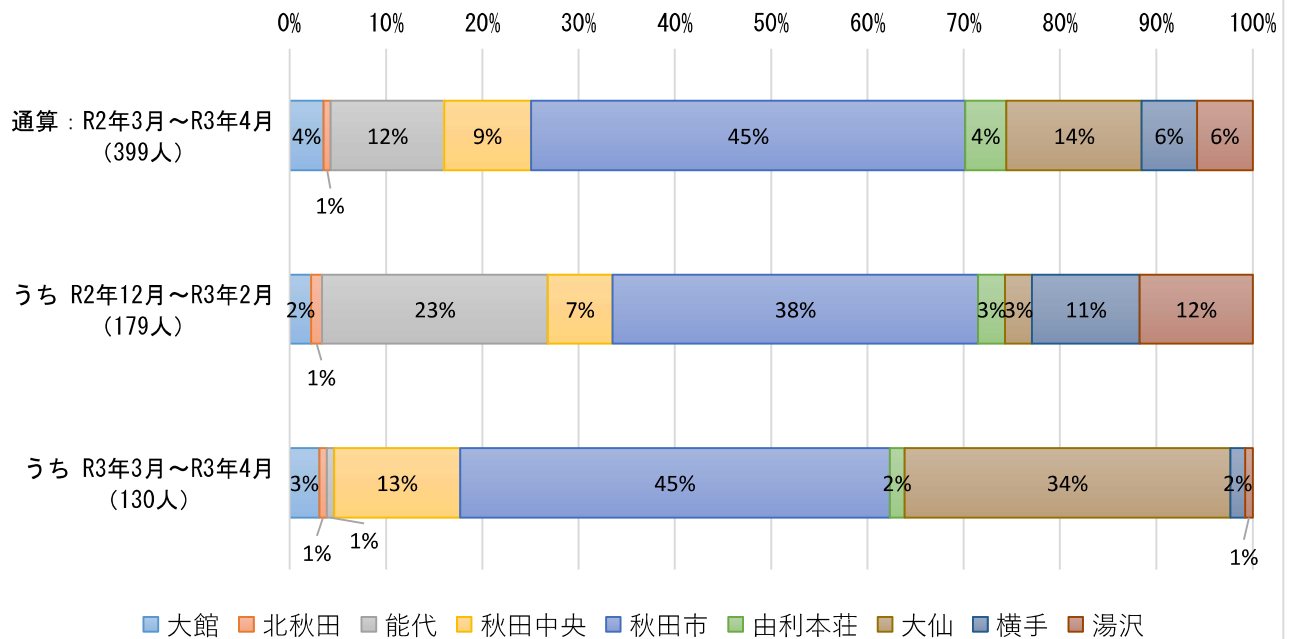
年代区分別感染者数の割合

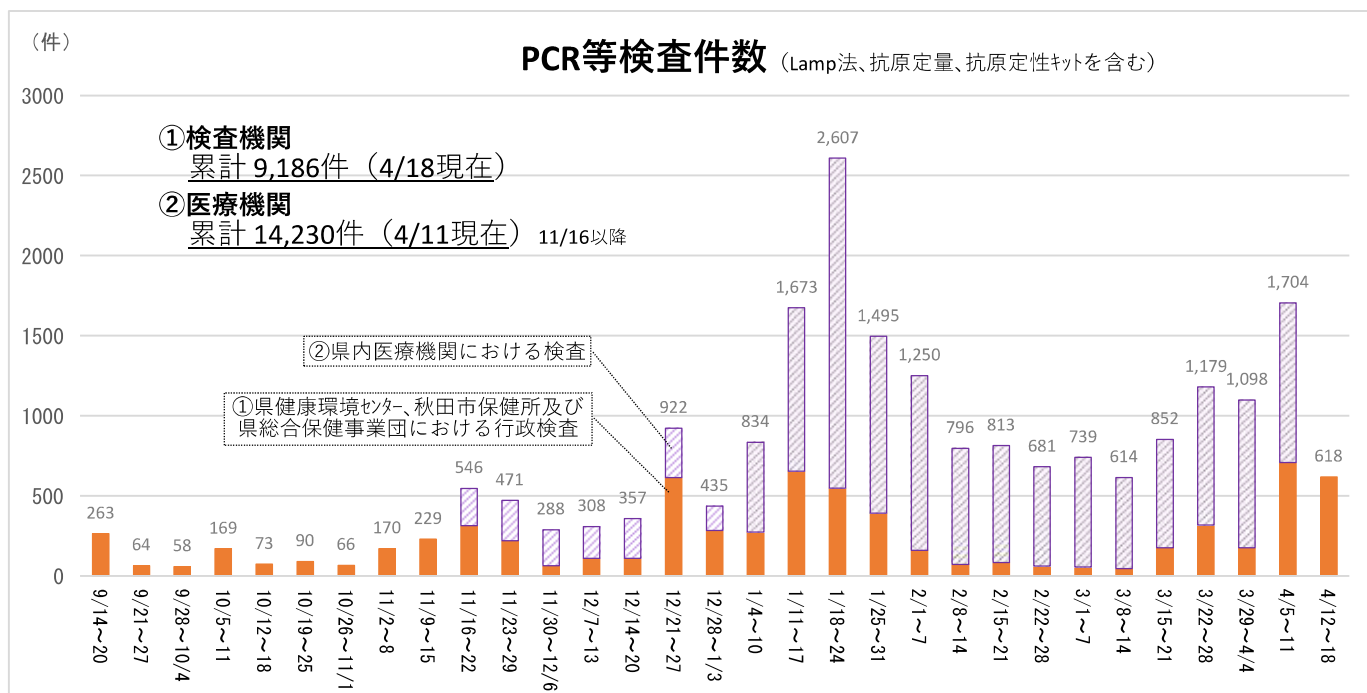
(R3年4月22日現在)



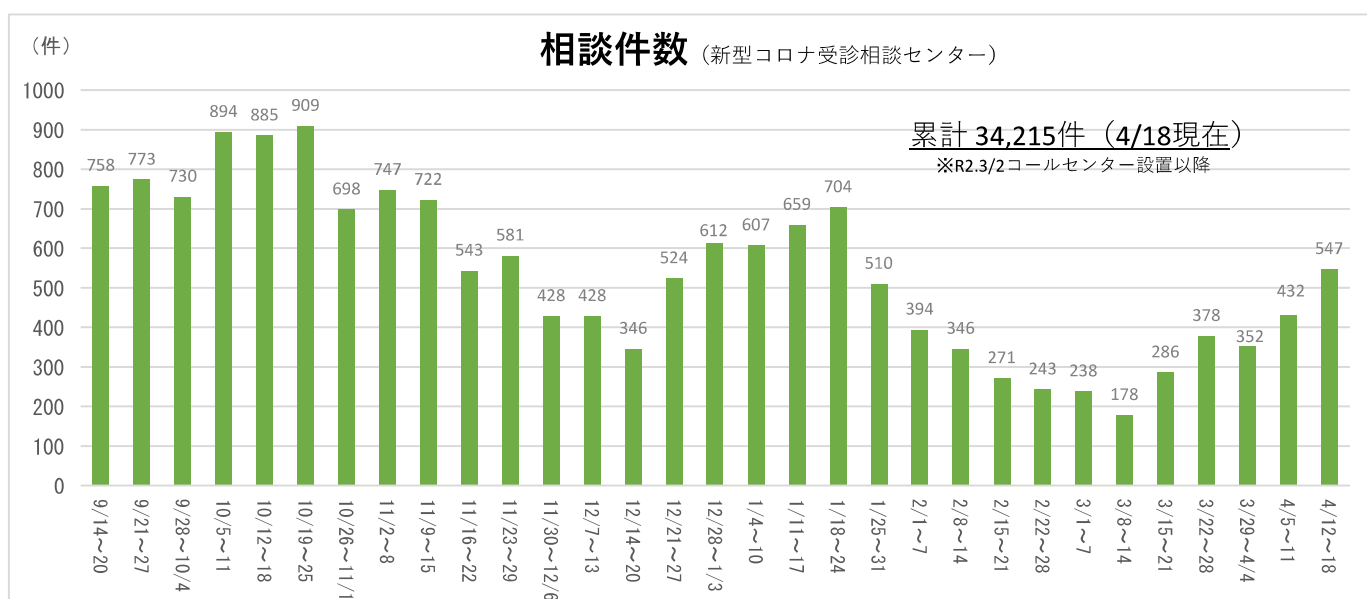
管轄保健所別感染者数の割合

(R3年4月22日現在)





※医療機関における検査件数は、11/16以降の検査から集計を開始。件数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）から県が集計した件数と、県医師会が集計した件数を合計した数値（G-MIS集計分は4/11まで、県医師会集計分は2/28までの件数）



県内の新型コロナワクチン接種実績 (4/22 10時時点)

	医療従事者	高齢者	高齢者施設従事者	基礎疾患保有者	その他	人数合計
1回目接種	16,403	954	201	1	-	17,559
2回目接種	7,893	-	-	-	-	7,893

※ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）からの情報

全国及び県内における感染の急速な拡大を受けた対応について

令和 3 年 4 月 23 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 感染状況

(1) 全国の状況

- まん延防止等重点措置について、大阪府、兵庫県、宮城県、東京都、京都府及び沖縄県に加え、4月20日からは埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県に適用を拡大。25日からは愛媛県が追加される見込み。
- ※ 東北での感染は、宮城県、山形県の感染は3月末以降減少に転じた一方で、青森県、福島県は高止まりの状況。
- 影響が懸念される N501Y の変異のある変異株の感染者の増加傾向が継続。スクリーニング検査による変異株の割合は、大阪府、兵庫県で約8割、東京でも3割に上昇しており、急速に従来株からの置き換わりが進みつつある。
- 4月23日には3度目の緊急事態宣言が発出される見込み（区域：東京都・大阪府・京都府・兵庫県、期間：4月25日～5月11日）。

(2) 県内の状況

- 4月上旬以降、感染の急速な拡大がみられ、昨日まで17日間連続して感染者が発生。
- 4月に入ってから、職場や高齢者施設、学校でクラスターが発生。
- 県外との移動歴のある方を通じて、家庭や職場で感染が拡大したと推察される例が多く確認。

2 全国及び県内における感染の急速な拡大を受けた対応

(1) 県外との往来について

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、緊急事態措置が実施される区域との往来については、真にやむを得ない場合を除き、避けていただくよう要請。

物流・運送サービス、インフラや設備の保守管理、医療など社会の安定の維持に不可欠なサービス等を提供する業務を除き、仕事等であっても目的や延期の可否、リモートでの実施を改めて検討の上、必要な場合を除き往来を自粛。入学試験や各種資格試験等は除く。

- その他の地域との往来については、入学や仕事、試験、冠婚葬祭等（この場合であっても訪問先の感染状況を踏まえた上で判断）を除き避けるよう要請。
- ※ 観光や娯楽（スポーツ観戦、コンサート鑑賞、レジャー施設の利用など）、知人等への訪問などでの県外との往来の自粛を要請。

- 県外からの帰省・知人等の訪問（やむを得ない場合を除く）や観光などは避けていただくことなどについても、御家族・御親類の皆様から適切なアドバイスを要請。

（２）感染防止策の再徹底について

- GWを迎えるにあたって、会食について、マスク会食の実践はもとより、不特定多数や県外からの移動者との会食は控えることや、大人数のほか座席間隔やアクリル板等の対策が不十分な状況下での会食の回避、感染防止策が十分でない中でのカラオケの自粛など、最大限の注意を改めて呼びかけ。
- GW中のイベント等は感染防止策を徹底するとともに、人数制限など密集回避の取組について協力を呼びかけ。
- 飲食店においては、座席間隔の確保やアクリル板の設置、利用者への食事中以外のマスク着用の推奨、消毒液の設置、換気の徹底など感染防止策の徹底について改めて呼びかけ。

ゴールデンウィーク等に向けた各部局の対応について

1 県民への感染防止の徹底に関する広報（総務部、建設部）

- 新聞広報やテレビ・ラジオCMによる広報
- 道路・交通施設への注意喚起ポスターの掲示 など

2 県内観光の促進（観光文化スポーツ部）

- 観光・宿泊施設、県内プロスポーツ観戦における感染防止対策の徹底に関する働きかけ
- 「プレミアム宿泊券」のGW期間の利用追加、「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンに関する県民への周知 など

3 検査・医療提供体制の強化（健康福祉部、産業労働部）

- 入院・療養に係る感染急拡大期の対応方針の策定と病床確保計画の見直し
- 県外出張者のPCR等検査助成制度の周知 など

4 学校における感染防止策の徹底（教育庁）

- 感染リスクの高い活動の停止に関する注意喚起
- 県外での部活動や県外との往来歴のある保護者の観戦の自粛要請
- 市町村教育委員会に対し修学旅行等に関する感染防止と保護者の理解・協力を前提とした検討の要請 など

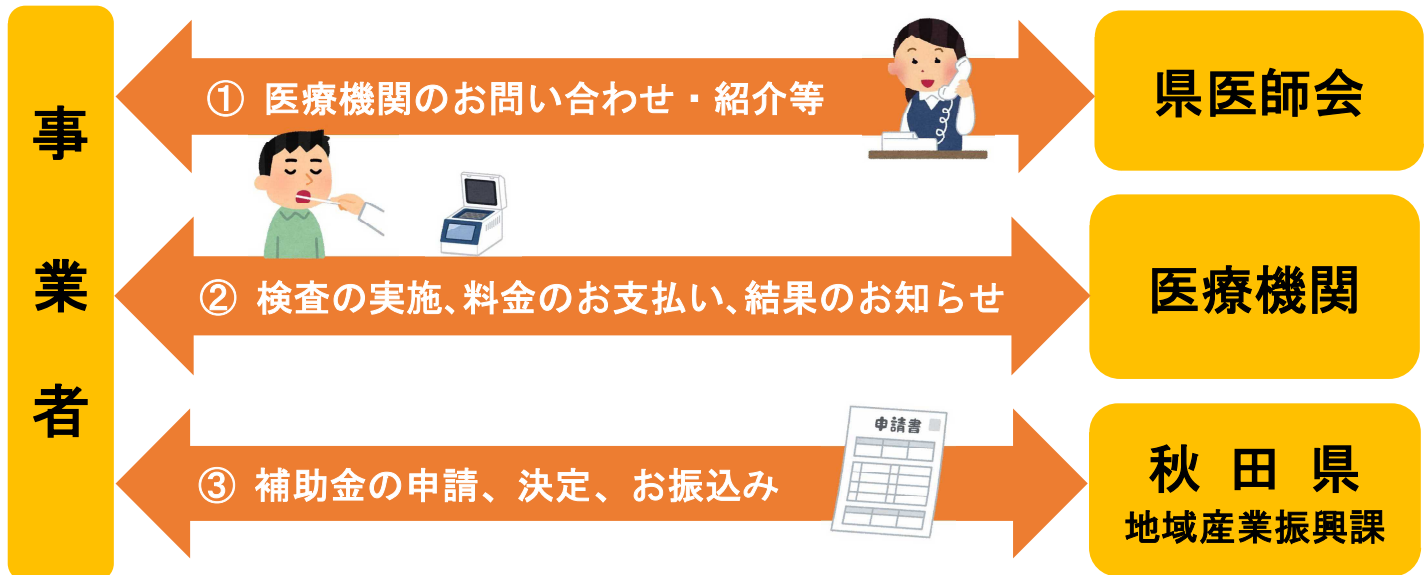
県内中小企業者のみなさまへ



県外出張に伴うPCR検査の費用を補助します

コロナ禍における中小企業の安定的な事業継続を支援するため、従業員等が県内医療機関で自費（自由診療）によるPCR等検査を受けた場合にその費用の一部を補助します。

主な手続きの流れ



補助対象

県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者（個人事業主を含みます。）※農林漁業、金融保険業、医療業、社会福祉・介護事業など一部の業種は除きます。

補助対象 検査

次のすべてに該当する検査となります。

- ・ 経営上必要な県外出張等から帰県した従業員等が、帰県後5日目以降に受けた検査
- ・ 発熱や咳など新型コロナウイルス感染症を疑う症状のない従業員等が受けた検査
- ・ 自費による検査（行政検査や医療保険の適用が受けられる検査は対象外）
- ・ 県内の自費検査可能な医療機関で、令和3年4月16日以降に受けた検査（PCR検査、LAMP法検査及び抗原定量検査に限ります。）

自ら検査キットを購入して検査を受けた場合は補助対象外です。

補助率 限度額

検査費用の1/2以内

また、1検査（検体）当たり1万円を限度とし、1事業者当たり20検査（検体）を上限とします。

お問い合わせ先

〇PCR等検査を実施する医療機関のご紹介

一般社団法人 秋田県医師会

TEL: 080-9401-8231

受付時間: 平日（月～金）8:30～17:15

メールアドレス info@akita.med.or.jp

〒010-0874 秋田市千秋久保田町6番6号

〇補助制度について

秋田県産業労働部地域産業振興課

TEL: 018-860-2231

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

詳細は秋田県公式サイト「美の国あきたネット」

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/57073>



新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 に つ い て

令和3年4月23日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

※アンダーラインは4月12日からの変更箇所

■ 感染拡大防止のための協力要請

1 開始期間

令和3年4月23日（金）から

2 対象区域

秋田県全域

3 内容

（1）県外との往来

① 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく協力の要請

○ 緊急事態措置が実施される区域との往来については、真にやむを得ない場合を除き、避けていただくようお願いします。

* 4月23日現在の区域は、東京都、大阪府、京都府及び兵庫県

物流・運送サービス、インフラや設備の保守管理、医療など社会の安定の維持に不可欠なサービス等を提供する業務を除き、仕事等であっても目的や延期の可否、リモートでの実施を改めて検討の上、必要な場合を除き往来を自粛。入学試験や各種資格試験等は除く。

○ その他の地域との往来については、入学や仕事、試験、冠婚葬祭等（この場合であっても訪問先の感染状況を踏まえた上で判断）を除き避けていただくようお願いします。やむを得ず往来する場合は、混雑や訪問先での会食を避けるなど、感染防止に最大限の注意をお願いします。

※ 観光や娯楽（スポーツ観戦、コンサート鑑賞、レジャー施設の利用など）、知人等への訪問などでの県外との往来は控えてください。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

② 特措法に基づかない協力の依頼

- 県外からの帰省・知人等の訪問（やむを得ない場合を除く）や観光などは避けていただくよう御家族・御親類の皆様からもアドバイスをお願いします。
- 帰県後、一定期間は十分に健康観察を行い、周辺の方々との接触には十分留意するとともに、会食を避けていただくようお願いします。
- 県外を訪問した場合は、感染防止策がとられていない店舗の利用や、例えば「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる「三密」の場や大人数、長時間での会食は避けるなど、最大限の注意をお願いします。普段接していない方との会食には特に注意してください。
- 政府が推奨する「新しい旅のエチケット」を参照の上、「会食時を含めたマスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染対策を実施するとともに、「接触確認アプリ（COCOA）」の活用をお願いします。
- 出発前・帰県後に発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じたときは無理に外出せず、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診されるか、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談するようお願いします。
- スポーツ観戦やイベントなど混雑（時期・場所）を避け、人と人との間隔を確保するようお願いします。

■感染拡大防止に向けたお願い

(2) 基本的な感染対策の実施

- 今後、早期診断や治療法の確立、ワクチンが行き渡るまでは、感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。
県民及び事業者の皆様には、感染のまん延を未然に防ぐため、「人との接触を8割減らす、10のポイント」や政府が推奨する「新しい生活様式」を参照の上、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策に加え、三密を避けるなど適切な行動をお願いします。
 - 日常生活や職場のほか、飲酒や会食の機会において、「感染リスクが高まる『5つの場面』」に気を付けて行動されるようお願いします。
 - 飲酒の有無や昼夜にかかわらず食事の場で感染が発生していることに留意し感染に気を付け、大人数、長時間にわたる飲食や集まり、カラオケは避けるようお願いします。
 - 飲食の際は会話を控え、会話をするときはマスクを着用し大声を出さないなど十分注意をお願いします。特に普段接していない方との会食には注意してください。
 - 変異株であっても基本的な感染予防策は従来と同様であり、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いします。
 - 発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、無理に出勤や登校しないほか、会食にも参加しないようにし、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診されるか、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談するようお願いします。
- ※ 事業者の皆様には、「感染症防止対策宣言」を活用するなどして職場や飲食の場における取組状況を確認し、感染防止策を改めて徹底されるようお願いします。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



■ 感染拡大防止に向けたお願い

職場における新型コロナウイルス感染症防止対策宣言 ～取組の5つのポイント～

- テレワーク・時差出勤・テレビ会議の活用等を推進しています。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面※』」での対策・呼びかけを行っています。
※①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食 ③マスクなしでの会話
④狭い空間の共有（社員寮・移動車等） ⑤休憩時間など居場所の切り替わり
- 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

飲食の場における新型コロナウイルス感染症防止対策宣言 ～取組のポイント～

- 座席の配置などを工夫し、密にならず、他のお客様との間隔を十分に取っています。
- 対面防止、定期的な換気、仕切り、飲食時以外のマスク徹底、消毒液の設置など、感染防止の基本的な対策を徹底しています。
- “長時間飲食・飲みすぎ”にならないように呼びかけするなど、「感染リスクが高まる『5つの場面※』」での工夫を行っています。
※①飲酒を伴う懇親会等 ②大人数や長時間におよぶ飲食 ③マスクなしでの会話
④狭い空間の共有 ⑤休憩時間など居場所の切り替わり
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

（３）各施設における感染防止策の実施

- 各施設管理者の皆様においては、【別紙１】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例を参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「会食時を含めたマスクの着用」等を行うことを含め、「三密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いします。
- 従業員の働き方について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など人との接触を低減する取組をお願いします。
- 「感染リスクが高まる『５つの場面』」が施設の中で具体的にどこにあるかをチェックしながら、各業界団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った取組の徹底をお願いします（内閣官房【<https://corona.go.jp/>】：新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を参照）。
- 施設やイベント会場の利用者等が感染した場合などにＬＩＮＥでお知らせする「秋田県版新型コロナ安心システム」の導入をお願いします（詳しくは県ウェブサイトのサイト内検索でコンテンツ番号「50770」を検索）。
- 接触確認アプリ（COCOA）や「秋田県版新型コロナ安心システム」のQRコードを入口に掲示し、場内アナウンスで登録を呼びかけるなど、来場者への利用促進にご協力をお願いします。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

（４）イベント・行事等の開催

- イベント・行事等については、感染防止策を講じた上で次の「イベント・行事等の参加人数の上限等」により開催するようお願いします。なお、開催に当たっては、別紙５～７の内容にご留意願います。
- 全国的・広域的なお祭り、野外フェス等について、別紙４に該当するものについては、開催が可能であることに留意されるようお願いします。
- 全国的な人の移動を伴うイベント（主に観客等の他都道府県からの往来が想定されるもの（選手や出演者等は除く。））又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を主催される方は、県への事前相談をお願いします（詳しくは県ウェブサイトのサイト内検索でコンテンツ番号「51207」を検索）。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

＜イベント・行事等の参加人数の上限等＞

	収容定員が設定されているもの			収容定員が設定されていないもの	
	5,000人以下	5,001人～10,000人	10,000人超	入退場時や区域内の適切な行動確保が可能	入退場時や区域内の適切な行動確保が困難
・ 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの（注1） クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会、地域の行事等	収容定員	5,000人	50%	密が発生しない 程度の間隔 (最低限人と人が接触しない程度の間隔)	十分な 人と人との 間隔 (1m)
・ 大声での歓声・声援等が想定されるもの（注1） ・ 食事を伴うもの（注2） ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント、地域の行事、結婚披露宴や葬儀での会食等	50% ※個人又は5人以内のグループの間に1席以上空席を設ける。ただし、5人以内のグループ内では空席を設けなくともよい(この場合50%を上回ることも可だが、上記人数を上限とする。)。			十分な 人と人との 間隔 (1m)	※全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものは、中止を含めて慎重に判断。ただし、別紙4に記載された条件が全て担保されるものについては開催可能。 ※地域の行事など、参加者がおおよそ把握できるものについては、感染防止対策を徹底した上で実施可能。

【イメージ：●人、×空席】

・個人の場合

[● × ● × ● × ●]

・5人以内のグループの場合

[● ● × ● ● ● ● × ●]

（注1）別紙2「イベント開催時の必要な感染防止策」の実施が前提。なお、実施できない場合は、屋内は5,000人又は収容定員の50%のどちらか小さい方が上限。屋外は5,000人を上限とし、十分な間隔（できれば2m）を確保。

（注2）飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提とするイベントについては、別紙3に記載された条件が全て担保される場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱う。

■ 感染拡大防止に向けたお願い

（５）感染拡大の傾向が見られる場合の措置の実施

- 感染拡大の傾向が見られる場合は、「感染警戒レベル」を踏まえ、外出自粛要請やイベント開催の中止又は延期要請、施設の使用制限など必要な対策を速やかに講じるものとします。

（６）誹謗中傷の禁止

- 感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやＳＮＳでの誹謗中傷や人物の特定は人権侵害に当たるほか、不安や恐怖心から受診や相談、疫学調査への協力をちゅうちょさせ、感染拡大のリスクを高めることにもつながりますので、絶対に行わないようお願いします。

【別紙 1】

衛生対策・その他

（1）徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

（2）基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策（2 / 2）

（2）基本的な感染防止等（続き）

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

（3）イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にする催物に限定して、収容率を100%以内にするができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

①	食事時以外のマスク着用厳守	・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
②	会話が想定される場合の飲食禁止	・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③	十分な換気	・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外の場合は確認を要しない)
④	連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤	食事時間の短縮	・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

①	身体的距離の確保	・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
②	密集の回避	・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
③	飲食制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
④	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥	連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

感染防止策

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※ 5 μ m以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2 m確保
- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※ 5 μ m未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、①大声を出すことによるリスク、②食事すること（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスクの3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク**大声を出す**

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染

エビデンス・実績

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

必要な感染防止策

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の体調・行動管理
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な対人距離の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散

- ・食事時の飛沫飛散の実測

- 映画館（別紙3）
- ・会話等の発声が生じていない実績
- ・食事中の会話厳禁（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の短縮
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

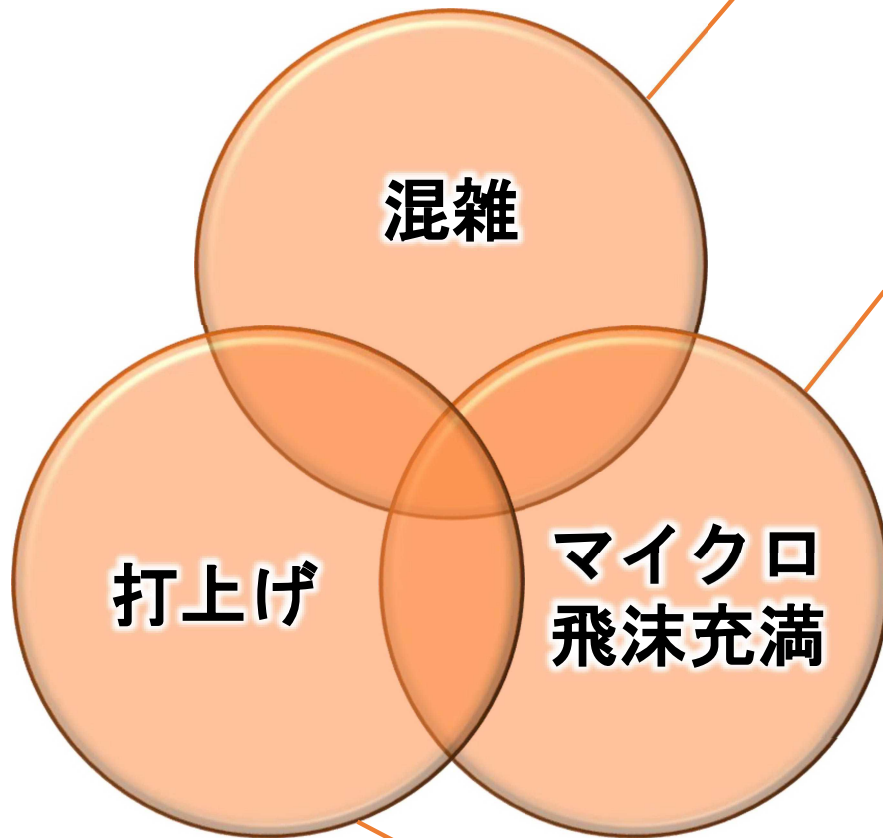
- ・会場内での密接、密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性
- ・固定席に比べ、接触機会が増加

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション
- ・感染防止策を講じた実証実績

- 野外ロックフェス、初詣（別紙4、5）
- ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止
- ・大声が発生しないよう注意喚起

- イベントが**大規模化**するにつれて、**混雑**、**マイクロ飛沫充満**、**打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれ**がある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い リスクが高まる場面



○想定される場面

密接・密集

接触・飛沫

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

○対策例

- ・ 行列ができる場所における**足元マーク**設置
- ・ 定点カメラやデジタル技術による**混雑状況のモニタリング・発信**
- ・ **時差・分散**（利用する駅の分散等）**措置**を講じた入退場
- ・ 駅等～会場における**誘導員**の配置、シャトルバス等の**増便**
- ・ **交通機関との連携**（臨時便の検討等）

○想定される場面

密閉

マイクロ飛沫

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関

※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちのため特に注意

○対策例

- ・ 必要に応じ**入場人数を制限**
- ・ **仮設休憩所**（テント、プレハブ等）の**適切な換気**
- ・ **換気状況のモニタリング**（CO2濃度計測装置の設置等）
- ・ 地下道を避け、**地上道路**を利用するよう誘導
- ・ 交通機関における**走行中の窓の解放**

○想定される場面

3密

接触・飛沫・マイクロ飛沫

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

○対策例

- ・ **自治体との連携**により、**会場や駅周辺の飲食店等**に注意喚起
- ・ 参加者に**飲食店等の事前予約**を推奨
- ・ 「**感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫**」に沿った飲み会等
- ・ **歌唱を行う場合のマスク着用**